

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（550）

2. 日時：令和5年7月13日 10時00分～11時10分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官※、秋本主任安全審査官、大塚安全審査官、

田代審査チーム員

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他8名

原子力事業統括部 部長（安全技術担当）※、他22名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

（1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 13. 0）

（2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 13. 0）

（3）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第26条 原子炉制御室等）

（4）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第26条 原子炉制御室等

（5）泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について（有毒 r. 7. 0）

（6）泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表（有毒-9 r. 7. 0）

（7）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について）

（8）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の

有毒ガス防護について

- (9) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）（DB063F r. 11. 0）
- (10) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）（DB063F-9 r. 11. 0）
- (11) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）
- (12) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第8条 火災による損傷の防止（DB08 r. 8. 0）
- (13) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r. 7. 0）
- (14) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）1. 2 火災による損傷の防止【41条】（SA41 r. 10. 0）
- (15) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 41条（SA41H r. 8. 0）
- (16) () 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 1. 2 火災による損傷の防止【41条】（SA41-9 r. 9. 0）
- (17) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 41条（SA41H-9 r. 7. 0）
- (18) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第8条 火災による損傷の防止）
- (19) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第8条 火災による損傷の防止
- (20) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第41条 火災による損傷の防止

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい規制庁オオツカですそれでは北海道電力泊発電所3号炉の、
0:00:07	設置変更許可申請の、
0:00:09	26条原子炉制御室有毒月6条外部火災、あとは地上41条火災、
0:00:16	に係るヒアリングを開始します。まず原子炉制御室からということ で事業者の方から説明をお願いします。
0:00:23	はい。北海道電力柴田です。26条についてのコメント回答とあと 資料修正箇所生じてますんで、菅原の方からのコメント回答から 説明させていただきたいと思います。
0:00:37	はい。北海道電力の菅原です。それでは、26条原子炉制御室のヒ アリングコメントの回答からさせていただきます。資料の方、1- 3、ヒアリングコメント回答リストの方、お願いします。
0:00:53	一番最後のページ9分の9になります。
0:00:57	ナンバー40
0:00:59	構内監視カメラで地すべりによる発電用原子炉施設、モニタリン グポストへの影響が監視できないことについて監視可能としてい る先行プラント。
0:01:11	柏崎島根との採用、規制要求も踏まえた上で整理し説明するこ と。
0:01:18	本件につきまして、
0:01:22	規則解釈としましては、原子炉制御室から発電用原子炉施設に影 響を及ぼす可能性のある、自然現象等を把握できること。
0:01:32	でありまして、これに照らし合わせますと、発電用原子炉施設で あるモニタリングポストに影響を及ぼす可能性のある
0:01:42	自然現象、地すべりの把握は、誘因となります。地震及び降雨の 状況を気象観測設備と公的機関からの情報等で把握することとし ておりました。
0:01:57	一方で先行プラントでは、地すべり箇所を
0:02:01	監視カメラで把握可能であること。
0:02:04	監視カメラであれば、直接的に地すべりの状況を把握可能であり ますので、その辺の感性を踏まえまして、モニタリングポスト付 近の地すべり箇所を
0:02:17	監視可能となるよう、堀株守衛場と、茶津守衛所付近に2台、構 内監視カメラを増設することと、
0:02:27	いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:29	また、島根さんの審査資料を参考に、地すべり箇所のイメージ映像を図 21 の、
0:02:38	ミッチーに追加しております。
0:02:41	具体的な変更箇所としまして、資料 1-1、本体の方、お願いします。
0:02:49	資料 1-1、26 条の 24 ページになるんですけども、まずこちらテンパチの記載範囲の A の監視カメラ、
0:03:01	において監視可能な自然現象として地すべりを追加しております。
0:03:07	続きまして飛びまして、別添 1 の方に行きます。26 条別添 1-11。
0:03:15	図 2-1-1 におきまして構内監視カメラの丸は、
0:03:21	8 と、⑨ということで 2 台追加しております。
0:03:26	続きまして 26 条、別添 1-13、
0:03:31	ですが、中央の方から外の状況を把握する設備の配置ということで、こちらの図の方に、構内監視カメラ⑧と、⑨を追記しております。
0:03:46	続きまして別添 20、26 条別添 1-17、監視カメラの監視可能な額範囲としまして、こちらの方、島根さんを参考に凡例のほうに、
0:04:00	記載、追記してるんですけども黄色枠で地すべり地形、赤枠で急傾斜地崩壊危険箇所、あと青丸でモニタリングポストを図面のほうに図示しております。
0:04:13	加えましてカメラ、2 台を増設しまして、地すべり、急傾斜地法外箇所が監視可能となるように配置しております。
0:04:25	続きまして別添 1-19。
0:04:28	こちら島根さんの資料を参考にしまして、(3) としまして、堀株付近から地すべり地形及び急傾斜地崩壊危険箇所のイメージ映像。
0:04:40	あと (4) としまして茶津側から、
0:04:43	急傾斜地崩壊危険箇所を把握するイメージ映像を追加しております。
0:04:49	最後、別添 1-20 になりますが、表 2-1-3、監視カメラにより把握可能な自然現象等ということでこちらの表の方に、
0:05:00	地すべりを記載しております。
0:05:05	もっと、資料 1-2 比較表をお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:12	こちら比較表の取りまとめた資料の方なんですけども、1-1のaにおきまして今回構内監視カメラを2台、
0:05:23	増設しますので、合計で構内監視カメラを、4台増設予定のためということで、修正しております。
0:05:31	あと1-2の例なんですけども、先ほどの地すべり地形及び急傾斜地崩壊危険箇所の
0:05:40	監視カメラ、映像イメージ図を追加したことを記載しております。
0:05:45	構内監視カメラの増設に関わる修正点としては以上となります。
0:05:55	北海道電力の芳野でございます引き続き適正課長リストを用いてですね、数値を変更している箇所が1件ございますので、ご説明させていただきたいと思います。
0:06:08	資料の1-4を
0:06:13	お願いいたします。
0:06:15	資料1-4のページとしていたしましては、17分の7ページ、7ページをお願いいたします。
0:06:25	ナンバーの59番、一番下の欄になりますけれども、
0:06:30	こちらの方、
0:06:33	技術的能力及び有効性評価資料の変更を反映したということでポツの二つ目ですが、表の3.6-11に記載の中央制御室内在室人数のジンノ。
0:06:46	最新化ということで、人数の数値の変更をしております。こちらにつきまして、資料の1-1を用いてご説明させていただきたいと思いますので、資料の1-1をお願いいたします。
0:07:02	下ページにつきましては、26条の別添1の91ページをお願いいたします。
0:07:20	よろしいでしょうか。はい。
0:07:22	この90、1ページの資料になりますけれども、こちらは事故時の中央制御室の外気遮断時の酸素二酸化炭素濃度評価条件のうち、
0:07:34	SA時の中央制御室の在室人数が13名で、妥当かということを示すための資料となっておりますけれども、
0:07:44	事事故シークエンスは、大井と同じ有効性評価の傘損
0:07:51	シークエンスを用いて評価しておりますけども、今回最新の有効性評価タイムチャートをもとに、再計算を行った結果ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:02	この評価条件の13人に対しまして、1日の平均の人数が約6人から約5.8人と、若干減少したというものでございます。
0:08:16	1日に、1日目にですね、中央制御室から作業のために外に出て行く人数が若干多くなって、在室人数が若干減少したことによる変更となっております。
0:08:31	説明の方は以上でございます。
0:08:37	はい、規制庁オオツカですご説明ありがとうございました。
0:08:42	それでは確認に入りたいと思います。まず構内監視カメラのところで、
0:08:47	資料1-1の26条、
0:08:52	別添1の17ページのところなんですけども、
0:08:58	カメラ監視範囲が示されてまして、
0:09:02	今回二つのカメラを追加されたということなんですけど、
0:09:07	茶Ⅱ側の堀株川も、地すべり地形等をすべて
0:09:14	監視範囲としてカバーしているわけではないんですけど、これは規則要求、
0:09:22	減少制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象把握できることっていうことで、発電用原子炉施設周辺が監視できればいいという考え方。
0:09:34	このようになっていると考えるとよろしかったでしょうか。
0:09:39	北海道電力の須川です。はい。発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象でありますので、
0:09:50	発電用原子炉施設であります。モニタリングポストに影響を与える可能性のある地すべりが、把握可能なように、カメラの配置をしております。
0:10:03	はい。規制庁大塚です承知しました。
0:10:06	私からは以上ですがほかにコメントありますでしょうか。
0:10:18	規制庁秋本です先ほどご説明いただいた資料1-1の26条別添1の91井の話なんですけど、
0:10:27	これちょっと言ってる意味がよくわかんなかったんですけど過圧破損シナリオって何か変わったんですでしたっけ。
0:10:43	泊発電所側の方から回答でお願いできますでしょうか。
0:10:48	はい、北海道電力、山川です。変わったというのは最近変わったというよりはですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:54	さ審査再開時といいますか昨年の12月ぐらいの時点から、初動の24時間ぐらいの、
0:11:05	細かい、
0:11:08	ちゃんと短期のタイムチャート変わってましたので、多少変わっていたところを反映したということでその間ですけども、
0:11:15	表カ一人数何らか平均になりますので、影響ないことは確認しつつ、SA側の審査が、
0:11:25	ある程度落ち着いてきたというところを見計らって今回最新化させていただいたということになります以上です。
0:12:05	規制庁脇本です。とりあえずわかりました。一応資料館の整合はとれていて、
0:12:15	何だろう、これで、
0:12:16	誤りはないっていう理解でいい、いいですかね。
0:12:22	北海道電力山川です。秋元さんのご認識の通りで間違いありません。以上です。
0:12:30	規制庁秋本ですわかりました。
0:12:39	はい。
0:12:40	武智さんの方がよろしかったでしょうか。何かありますでしょうか。
0:12:47	竹内です。特にコメントございません。結構です。はい。失礼しました。
0:12:53	はい。それではこちら側からの確認は以上になりますが、現象制御室に関して事業者側から何か他にあります。特にございませんです。
0:13:09	はい。他にございません。
0:13:12	規制庁大塚です拝承しましたそれではアノ原子炉制御室に関してはこれで終了したいと思います。続きまして有毒ガスのご説明をお願いします。
0:13:27	北海道電力の一切でございます。私から有毒ガスについてご説明いたします。有毒ガスですけども、ヒアリングと審査会合です経まして、新たな論点が見いだされた場合には、審査会合で議論するというので審査会合で、
0:13:42	ご発言いただいたところでございます。今回のですけども、新たにですね、事務所の排水を処理するためのですね浄化槽の設備をですね、回収することに伴いまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:54	薬品タンクをですね建屋内にF、新たにですね新設することといたしまして、この薬品の中に抑圧を発生させる恐れのある薬品が含まれておりますので、有毒ガス影響評価への影響をですね改めてご説明させていただくものでございます。
0:14:12	今回ですね当事務所の排水を処理するための浄化槽設備を改修することといたしまして、その浄化槽設備のですね排水処理精度の向上を施工しまして、
0:14:24	運動活動を発生させる恐れのある薬品であります、メタノールをですね、新たに使用することといたしました。
0:14:32	この理由としましては、現状の浄化槽はですね設備が老朽化してきているところがありまして、設備の更新時期を迎えまして、その際にですね、更新と更新と同時にですね、排水の処理性能を向上させるためにですね、
0:14:49	別の薬品を使って浄化槽をですね、バージョンアップさせ方といたしました。
0:14:55	このベトナムですけれども、下水中にですね硝酸の制度を分解しまして、排水の基準値を満たすために用いるものでございまして、浄化槽にはですね、こう一般的なあ、一般的に、
0:15:08	用いられている薬品でございます。
0:15:12	このメートルの誘導クラスのですね影響評価ですけれども、比較表のですね本日の資料2-2のですね、172ページをですねご覧いただきたいなと思います。
0:15:29	比較表の応力比較表179ページでございますけれども、こちらの差のですね、下の方ですね右側隣の下の方の、建屋内タンク特定フローがございまして、こちらのフローを用いまして建屋内の薬品タンクについて、
0:15:47	調査対象ではないとするための考え方を示しているものでございまして、こちらが日審査会合でお示したフローと変わりございません。
0:15:58	このフローを用いまして、今回新たに設置することを投じたメタノールについて影響評価した結果が、次のページの180ページでございます。
0:16:08	180ページの一番上泊まり欄の一番上ですけれども、今回新たに新設することとしました、機械室彩の一番という建屋の中に、メタノールタンクを設置することといたしまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:21	フローで言いますと、②のYということで、建屋内に留まるかというところが、Yesというところで、右下フローでいうと右下の調査対象ではないと。
0:16:33	いうところに落とすということを考えてございます。
0:16:37	この評価結果でございますけれども、この機械室や一番には、換気設備はありますが、作業時や建屋温度上昇時以外はですね換気しない設計としてございますので、
0:16:50	薬品が漏えいした場合での、かつ建屋内に留まると考えてございます。また、医薬品を受ける際のですね作業時にはですね換気設備を起動しますけれども、
0:17:02	もしタンクからメタノールが漏えいした場合は、鉄道にて環境ですることができますので、丸岩井というところで生まれての建屋にとどまりますというところの評価としてございまして、
0:17:14	他のタンクの丸さんは意図した、換気によって希釈されますという考えとは別の考えで、調査対象外としてございます。
0:17:23	この考えですけれども、左側の東海大の欄ですけれども、青枠で美浜の記載をですね貼ってございますけれども、この美浜の欄、美浜の記載のですね、下の方の、
0:17:35	3いう塩酸貯蔵というところとですね、同じ考え方、②は意図してですね、換気設備はあるが、作業自体は換気され、されないの、建屋から漏れてませんと。
0:17:46	いう考え方は美浜と同様の考えでですね記載ぶりの三原に合わせるような状況でございます。
0:17:55	以上がですね戸田のタンク、新たに設置することとしたうち、容量かつ発生する恐れのあるタンクの影響評価についてでございます。
0:18:05	この考え方はですね審査会合で示した考えの通りであって、1回後のスライド等にはですね影響がないと認識してございます。
0:18:15	この結果からですねタナベの特徴であります、スクリーニング評価対象のこ提言がなくて、拡散等評価を実施しないという方針に変更はございませんので、
0:18:26	今回、ページは見せていページを説明してございませませんが、本成虫変更許可の本文やテンパチの文章には影響がございませ。影響はないものでございませ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:39	また今回ですねメタノール以外にも加圧を発生させない薬品である硫酸等もですね、同じ建屋に設置しますけれども、あわせて堰等、タンクに合わせて堰等を設置しますので、
0:18:51	すべてのタンクが同時に漏えいした場合でもですね、液体同士が触れ合って、加来管野を発生させて、新たに誘導活動を発生させるという、その
0:19:02	配置とはならないことからですね、新たな新たに抑圧は買う判断によって発生させるかどうかというところの、別紙2の影響はしないというものでございます。
0:19:13	以上がですね今回
0:19:16	浄化槽設備の更新に伴って新たに焼きタンクを設置するということに対する影響の説明でございます。私からは以上です。
0:19:27	はい、規制庁大塚ですご説明ありがとうございました。
0:19:31	比較表ですね資料2-2の、
0:19:36	有毒比較表の180ページのところなんですけど、
0:19:41	今回追加されたメタノールタンク、
0:19:45	に関して機械室はヤノところなんですけど、評価結果のところ
0:19:52	に、
0:19:52	換気設備があって建屋内温度上昇時、
0:19:57	以外は換気されないという記載があるんですけど、関係に関しては、どんどんに応じて、
0:20:04	あれですか、自動で開くような構造になってるんでしょうか。
0:20:09	はい。北海道電力の伊佐でございます。換気設備については、一般的な換気扇のようなものをですね設置することを考えておまして、それで建屋内の温度状況に応じてですね、
0:20:20	ウィルの方でいうと、38度を超えるとですね、換気を起動換気設備を起動させて、その建屋の温度を下げる方向にですね、
0:20:30	するような設計といたしておりますので、通常、ままとりの機構といたしますか、温度ではですね、ほとんどの場合38度を超えませないので、換気設備は起動していない状況になるものと想定してございます。以上です。
0:20:58	規制庁オオツカで生じました干波なんですけど、メタノールで、
0:21:03	きかせる温度って何度ぐらいなんでしょうか。
0:21:07	止めため、北海道電力の一緒でございます。メタノールの沸点をですね、50、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:13	あ、ベトナムの沸点の 100%の場合 64.7 度でございますので、
0:21:20	もしその何て言います建屋の
0:21:22	中の温度が 38 度に達した場合でも沸点よりは低い温度で関係が起動してもっと部屋の温度を下げる方向に行きますので、メタノールの蒸発が、
0:21:34	加速されるエンドウには達しないものと考えてございます。以上です。
0:21:42	規制庁オオツカで承知しました。
0:21:44	先ほどのソネたモールの機械についての説明なんですけど、何か資料の方に、そういう理由のところでもいいんですけど追加することは可能でしょうか。
0:21:55	北海道電力の一緒です。はい。その温度の関係ですかねその建屋、アートン管理設備は 38 度で動いて、
0:22:06	それにと比較してメタノールの沸点は 64.7 であるので、そういった蒸発が加速されるような状態にはならないというような旨のですね
0:22:17	記載を、そういう理由に記載したいと考えます。以上です。
0:22:22	規制庁大塚ですよろしく申し上げます。あとちょっと細かいところで、
0:22:26	同じ資料の、
0:22:31	有力比較表の 192 ページをお願いします。
0:22:40	表のところ、黄色くなってるところの一番下の、
0:22:46	硫酸のところなんですけど、貯蔵施設の欄のところ、3 タンクってあるんですが、これは、
0:22:52	こういった名前なんですかそれともおっきいでしょうか。
0:22:56	北海道電力の一緒でございます。こちらはですね設備名称として現状 3 タンクという名称でですね設置する予定でして、ちょっとその紛らわしくです。で、暮らし中身をですね、予算ではあるんですけども、
0:23:11	名称としては 3 タンクというですね、名称とし、してございますので考えてございます工期ではございません。以上です。
0:23:18	規制庁オオツカで承知しました。
0:23:21	続きまして比較表の 232 ページのところなんですけども、
0:23:30	表の中で

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:32	輸送量があって、今回黄色で、軽油のところですね単位のを修正していただけてますけど、
0:23:41	木戸李。
0:23:42	ドルのLがですね大文字と小文字のところがあるんですけど、
0:23:48	これは、
0:23:49	今んところ整合がとれてないってところでしょうか。はい。北海道の電力会社です。申し訳ございませんk Lはですね
0:23:59	小文字のLを使ったk Lとすべきだったかと思ってございますので、中の方、
0:24:06	ですね黄色ハッチングの下のA重油のところのLが、同じになってございますのでちょっとそのリットルの表記ですね、
0:24:16	L、
0:24:16	IV文字としているところと、小文字としているところがですね、ガスボンベのところとかもございましてちょっと考え方を整理してですね、適正化したいと考えます以上です。
0:24:29	はい。規制庁大塚ですお願いします。
0:24:31	続きまして比較表の 341 ページをお願いします。
0:24:37	ちょっと細かいコメントで恐縮なんですけど、
0:24:40	枠内ところにちょっと青いハッチングがあるんですが、
0:24:45	これはあれですか黄色ハッチング
0:24:50	の間違いでしょうか。はい、北海道電力一緒です黄色ハッチングをですねちょっと誤って見づろうとしてしまったものと、ちょっと考えますので、次回は黄色がなくなりますので、
0:25:01	こちらのハッチングは削除いたします。
0:25:06	はい。規制庁オオツカレシオしました。私からは以上になります。10日にコメントある方いらっしゃいますでしょうか。
0:25:17	規制庁の田代です。資料2-1。
0:25:21	で、有毒別紙1-22。
0:25:26	なんですけれども、
0:25:29	よろしいですか。
0:25:33	そうですね、2-1ですね。
0:25:42	大丈夫ですか。別紙1の22真ん中あたりに原子炉制御室等の正圧化というところなんですけれども、以上、確認なんですけど、この中央制御室等の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:52	頭の部分で、あれです、緊急時対策所とかを含んでるっていう認識でよろしいですよ。はい。北海道電力の一切でございます。はい。ご認識の通りでして、中央制御室と緊急時対策所の正圧化は、
0:26:04	有毒ガス対策として実施しないということを記載してございます。
0:26:09	規制庁の田代です。ありがとうございます。別紙1の26、
0:26:14	なんですけれども、
0:26:18	この(2)の通信連絡設備による伝達というところの、同様の記載中央制御室等の運転対象要員2というところこれも同様の意味で認識してよろしいですよ。
0:26:29	はい、同様でございます。はい。ありがとうございます以上です。
0:26:36	A規制庁大塚ですほか、
0:26:38	お願いします。
0:26:43	規制庁秋本です比較表の有力比較表190ページで、今回他のメタノール課が追加されているものが、
0:26:55	ちょっと参考までに押す、聞きたいだけなんすけど誘導部がその判断がガス化もするし、エアロゾルかもするっていうところっていうのは先行の実績。
0:27:07	通りっていう感じですか。
0:27:12	北海道電力の13でございますと号炉増加するということに今ちょっと、Bですねいう恫喝判断のBのところを、
0:27:21	現状0にしてございますが、すいませんちょっとこちらですね本間いう6月本来増加するかは、すいませんバツバツとするところは、
0:27:33	本来正しかったかなと今思いますので加水もあるけれども、荒関川市内がその建屋の中にあるのでカツラ建屋内にあて赤井には漏れてないというところで、
0:27:47	圧力を関わる温度をかけたりにして保管するタンクではございませんので、当然、エアロゾル化するというところは×とするところが正しかったので修正いたします申し訳ございません。
0:29:13	すいません北海道電力の石川ですけども今ご指摘あって初めて町がについて説明するという形になってしまいましたて申し訳ござい

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ませんちょっと他の部分も含めてですね、確認をさせていただきます。
0:29:32	規制庁秋本です。わかりました。とりあえずだから、
0:29:36	一応なんかね先行実績っていっぱいあると思うんで、とりあえずは先行実績通りになってるかっていう観点は、一応見ていただいた上で、
0:29:48	北部北海道電力だけの話っていうのもあるでしょうから、その時はしっかり、
0:29:54	エビデンス類は準備をしてとかそういうことだと思うので、知久アノチェックだけはしっかりやっていただければと思います。
0:30:03	私からは以上です。
0:30:10	はい。規制庁大塚です他、よろしいでしょうか。
0:30:14	武智さんの方よろしかったでしょうか。
0:30:18	変更内容確認させていただいて特にコメントございません。ありがとうございました。
0:30:24	はい、ありがとうございます。
0:30:26	それではこちら側からの確認は以上になります。有毒ガスについて事業者側から何かほかにコメント等ありますでしょうか。
0:30:38	はい特にございません。以上です。
0:30:41	はい。規制庁オオツカで承知しました。それでは有毒ガスについてはこれで終了したいと思います。続きまして6条の外部火災、
0:30:50	の方説明をお願いします。
0:30:52	本当。
0:31:25	北海道電力の方です。それでは6条外部火災の方のご説明を始めさせていただきますと思います。
0:31:33	それでは、資料番号ですけども資料4-3の方で、規制記載の適正化リストの方、お願いいたします。
0:31:43	でこちらの6月末、
0:31:46	一括提出までが6分の5の、
0:31:52	上段までとなっております、それ以降が、
0:31:55	それ以降の規制の適正化内容を示しております。6月30日確定数値の内容については動き、
0:32:03	と記載表現の修正のためちょっと割愛させていただきます。
0:32:08	で、本日ご説明させていただくのは、6分の5ページ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:12	大きく三つご説明させていただきます。まずは 42 番 43 番になります。
0:32:22	まずは 42 番 43 番ですけれども、
0:32:25	こちら、
0:32:27	構内の敷地に
0:32:30	申し訳ありません敷地内の危険物施設の
0:32:33	一覧表の最新化ということで、他条文範囲及び最新の敷地状況の反映に伴って、敷地内危険物施設等の一覧表と配置数の修正をしたものになります。
0:32:45	具体的には、資料見たからご説明させていただきますけども、
0:32:51	比較表だとちょっと小さいと思いますので、
0:32:56	まとめ資料の方になりますけども、六条が以下、別添 1、
0:33:01	添付 6-5 ページをお願いいたします。
0:33:22	少々お待ちください。
0:33:26	こちら表の 6-2 ということで、現物を施設許可一覧ということで記載しておりますけども、
0:33:33	当初こちら消防法に基づいて届け出を出してるものを入れておりましたけども、
0:33:41	今後増設する、燃料タン形成だったり、3 号炉アノ神戸変圧器ということも設置予定ということで、
0:33:50	入れさせていただいておりますので、それに伴って、
0:33:58	すみません、ページが 6-7 ページですね。
0:34:04	6-7 ページの方で黄色ハッチングしてます緊急時対策所の発電機、現状消防にも届け出を出してるのは 2 台しかないんですけども、設置、
0:34:14	基準要求としては 8 台つけることになっておりますので 6 台増設するということで設置予定ということで
0:34:23	記載追加させていただいております。
0:34:25	あとは、
0:34:26	名称とかも S A 側で使ってる目、下の加賀田オガタ。
0:34:31	生活海水送水ポンプ車とか、そちらについても、資料、
0:34:36	名称の適正化をしております。
0:34:40	配置図の他 6-8 ページになりますけども、
0:34:43	それに伴って、構内でこちら今工事等で場所等変更になってるところもありますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:51	3月時点にはなりませんけども、現状の今の最新の配置図ということで、記載しております。
0:34:59	具体的には、
0:35:00	33番から36番の可搬型の、あごめんなさい29番から32番ですね。
0:35:08	同伴型の代替電源車のところが工事等で移動になってますので、こちらが、
0:35:15	前回から変更になっているところです。
0:35:18	あと、
0:35:19	第2危険物倉庫というものも、もともとあったんですけども、そちら防潮での工事で今撤去しておりますので、それは
0:35:28	こちらの配置図、
0:35:30	先ほどのリストの方、
0:35:32	から
0:35:33	削除した形になっております。
0:35:37	続いて、44番45番の方のご説明をさせていただきます。
0:35:45	こちら44番45番については、
0:35:49	泊に設置している防火隊の
0:35:52	設定の記載ぶりの
0:35:54	ところですけども、
0:35:56	泊とした基準、防火体の幅としては20メートル25メートル46メートルと、三つの幅を持たしておりますけども、
0:36:05	基準上の基準適合上必要な防火耐幅等自主的に設定した防火耐幅というところが明確に、
0:36:14	わかるように識別の記載しております。
0:36:18	こちらについては1例ですけども、
0:36:21	まとめ資料で言いますと、6条、外貨、別添1-10ページをお願いいたします。
0:36:44	(2)番防火体の算出というところで中段ぐらいにありますけども黄色ハッチングかかっているところになりますけども、
0:36:52	黄色ハッチングより前のところで基準適合上必要な
0:36:56	幅として20メートルと46メートルという記載をさせていただいた上で、ただし書きで弊社の方で自主的に20メートルの防火耐幅に対して25メートル。
0:37:09	を設置しているということで記載させていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:12	こちらについては添付資料2の方でも、数ヶ所ありますので、これと同じような考え方で直している、おります。
0:37:23	で、最後になりますけども、ナンバーでいうと、
0:37:28	48番49番の方になります。
0:37:34	こちらについてはF A R S I T Eにおける風速データの
0:37:38	入力についての記載でになり、修正になりますけども、
0:37:43	弊社の森林火災の状況より模擬できると考えて発電所内のデータを使用しておりますが、F A R S I T Eの入力については、
0:37:52	F A R S I T E側の仕様の上限により、差分が生じております。
0:37:57	その点について現状の説明資料だと、不足していると判断して取りまとめた資料を作成しております。
0:38:04	こちら資料使ってご説明させていただきます。
0:38:09	こちら、まとめ資料の方で言いますと六条が以下別添1、添付2-121ページをお願いいたします。
0:38:22	121ページですか右肩参考資料2-7となっているものですが、F A R S I T Eにおける不足データ入力についてということで資料1、1枚、作成しております。
0:38:33	こちら先ほど冒頭申し上げましたように気象データ、泊のデータを、泊の構内の気象観測データを入力値としております。
0:38:42	ただこの気象、
0:38:44	データの中の最大風速について、
0:38:47	選定した風速としては29.7メートル／s e cなんですけども、F A R S I T Eの仕様上、
0:38:53	100キロメートルパーは、メートルパーセクでいうと27.8が上限となっているため、そちらを今、F A R S I T Eの入力値としています。ここの部分で差分生じてますので、
0:39:04	今入れてる27.8メートル／s e cというところで、保守性があるのかということで、
0:39:12	その考察を記載しております。
0:39:16	下に、
0:39:18	表がありますけども、泊の風向風速計と言うの表1に示すようにA. C. Z. という3点。
0:39:26	ついてましてそれぞれ標高と、地上からの高さが異なる場所に
0:39:31	それぞれつけております。一方で気象庁における風向風速計の設置については、平良が開けた場所を選んで、独立の当間館を立て

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	地上 10 メートルの高さに設置することを標準とするとされており ます。
0:39:47	今回選定した風速、泊いう土地 A、
0:39:52	地点で言いますと泊発電所 a. ですね。
0:39:55	こちらが標高が最も高く地上からの高さも、最も高いところで 29.7 と。
0:40:01	いうところになっておりますけども、こちらより厳しい条件を選 定するために、
0:40:07	泊でも、先ほど気象庁で標準とされる地上 10 メーターの観測地 点、
0:40:14	具体的には、C. と Z でなりますけども、それはありますけど も、保守的に 50 メートル観測地点を、
0:40:22	含めて、選定してるものであって、
0:40:25	今 F A R S I T E 入力した風速っていうのは、100 キロメートルパ ーアワーになりますので、
0:40:31	メートルセールスメートルパーセクでいうと 27.8 になりますけど も、こちら C. と Z. と比較した場合、C. の方で 24.7 になりま すので、それよりも高い値を入れているということで、
0:40:46	保守性を有していると。また森林火災の継続時間中、
0:40:51	この最大値の風速は、
0:40:55	継続時間充填が約 12 時間とかありますけども、その間、最大値の 製造が継続するように設定しているということも発生を有してお ります。
0:41:04	以上から F A R S I T E 入力している風速データの保守性は確保 されていると考えております。
0:41:09	私からの説明は以上です。
0:41:14	はい。規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。
0:41:28	規制庁側から何かコメントある方いらっしゃいますか。
0:41:37	はい、規制庁オオツカですそれでは外部火災についてはこちら側 からの確認事項ありません。
0:41:43	事業者側からも、
0:41:45	追加のコメント等よろしいでしょうか。
0:41:49	北海道電力の八田です。弊社からも特にありません。
0:41:53	はい。規制庁オオツカで承知しました。それでは外部火災の方は これで終了したいと思います。では最後ですね 8 条 41 条の火災、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:01	について説明の方をお願いします。
0:42:17	北海道電力イシカワですけれども、本店からの説明会してもらっていいですか。
0:42:22	北海道電力平田です。聞こえますでしょうか。
0:42:25	はい。聞こえてますよ。
0:42:27	はい。では、私の方から 8 条及び 41 条の火災について説明させていただきます。
0:42:34	本日の説明事項としましては、資料 5-8 の八条の記載適正化課長リスト、こちら、7 分の 7 の No.60、61 及び、資料 5-9、こちら 41 条の記載適正化課長率等の
0:42:52	8 分の 6 のナンバー 4243 に記載しております。常設 S A として新たに設置を計画してます燃料タンク括弧 S A に対する火災防護対策につきまして、
0:43:04	4 分程度お時間いただきまして説明させていただきます。
0:43:07	他の記載につきましては、記載の適正化、または誤記修正となっておりますので、ご説明を割愛させていただきます。
0:43:16	燃料タンク A につきましては、41 条において火災防護対策を行う設備となっておりますので、41 条の比較表を用いて説明させていただきます。
0:43:27	資料としましては、5-6 の資料になります。
0:43:32	資料 5-6 のページが、41 条を -41-4-12 を、
0:43:42	もう一度繰り返しますが、掲示が 41-4-12 になります。
0:43:52	こちらの下部の黄色枠浅部に、燃料タンク S A の設置概要図を記載しております。その上の方にも同様なタンクを記載しておりますがこちらは既存の D0 発電機、
0:44:06	燃料輸送移送となっております、
0:44:09	おりまして、こちらと同様な近場移設タンク構造とすることで燃料タンク囲い性を設置することで計画しております。
0:44:19	このため燃料タンク括弧 S A に対する火災防護対策につきましては、既存のディーゼル発電機燃料貯油槽と同様の対策を行うこととしてございます。
0:44:32	具体的には、まず、燃料タンク A を火災区域に設定しまして、火災感知器につきましては、図に記載してございます通り、マンホール内部に異なる 2 種類の感知器としまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:47	防爆型の煙感知器及び防爆型の熱感知器を設置いたします。また紹介につきましては、屋外の火災区域でありますので、煙の充満により消火活動が困難とはならないという、
0:45:02	ことがございますので、移動式消火設備、または消火器による消火を行うことといたします。
0:45:09	次にページが戻ってしまいますけれども、同じ資料のページが41条、補41-1-140になります。
0:45:21	もう一度繰り返しますがページが41-1-140。
0:45:29	です。
0:45:34	こちらに記載しているのは、火災防護計画の策定に関する記載になってございまして、そのうちの危険物製造所等許可施設一覧表というものを記載してございます。
0:45:47	こちらに新たに設置する燃料タンク括弧S Aの記載を追加しております。
0:45:53	なお、こちらの一覧表につきましては、同様な記載が八条の別添1資料1の、同様な火災防護計画の策定に関する記載にもございますので、
0:46:03	こちらの表につきましては八条も併せて修正してございます。
0:46:08	次に、テンパチの記載の変更箇所になりますけれども、資料が変わりまして、資料5-5になります。
0:46:21	資料5-5のページが41条一本-22になります。
0:46:32	もう一度繰り返しますがページは、41条一本-22です。
0:46:42	こちらの右上の黄色ハッチング箇所は、火災感知器の設置に関する記載になってございます。
0:46:49	代表例としましてこちらの記載で説明いたしますが、先ほど図面にてお示ししました通り、燃料タンク括弧S Eにつきましては、
0:46:58	既存のディーゼル発電機燃料輸送と同様な設計としまして、同様な火災防護対策を行うこととしますので、燃料タンク括弧S Aは、ディーゼル発電機燃料ゆ
0:47:10	移送と、併記する形になってございます。
0:47:14	ちなみに消火設備の記載としましては、ページが10ページ後になりますが、41条本-32ページ。
0:47:27	ページがもう一度言いますが41条本-4、32です。こちらの右上に黄色ハッチング箇所ございますが、こちらが消火設備の記載になってございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:41	こちらもこのようにディーゼル発電機燃料輸送と併記する形になっております。他の項目も同様に併記するような記載となっております。
0:47:53	次、ページ飛びまして41条本-53ページを、
0:48:03	ページがもう一度申しますが41条一本-53ページになります。
0:48:12	こちらに火災感知設備の火災感知器の概要という表がございます、こちらはテンパチの10ポツ5火災防護設備の記載となっております。
0:48:22	火災感知に関する設備を記載する箇所になっておりまして、こちらの表につきましても、8条と同様な記載がございます。ですので、同一の表を読み込んでおりますので今回の燃料タンクSSの記載追加に当たりましては、
0:48:38	80番の資料につきましても同様に今回修正してございます。
0:48:43	本日のご説明としては以上となっております。
0:48:48	はい、規制庁大塚ですご説明ありがとうございました。燃料タンクSAの追加に関しては、
0:48:54	ディーゼル発電機燃料有償輸送と同じ設計方針ということで理解しました。
0:48:59	ちょっとあと、あと細かいところでちょっと幾つか確認させてください。
0:49:13	資料5-5からいきますけど、
0:49:15	41条一本-14ページをお願いします。
0:49:21	うん。
0:49:24	と今回結構アノ、
0:49:27	ののところ、及びのところ点に直していただいているんですけど。
0:49:31	泊の欄の黄色のポンプの後の、
0:49:36	ハッチング黄色ハッチングの点の修正のところなんですけど、ここを店に変えると、後の、
0:49:44	弁等の駆動部の潤滑油並び2のところ及び、
0:49:49	ならないでしょうか。
0:49:56	北海道電力の平田です。す。
0:50:00	そうですねおっしゃられる通りその部分のところ、当社内記載ルールに合わせて修正した結果その後段のところ、並びが呼びになるというところが正しい部分かと思っておりますので、申し訳ありませんそこ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:15	らへ再度確認して修正させていただきます。規制庁大塚ですよろしくをお願いします。続きまして同じ資料の、
0:50:24	41条一本35ページをお願いします。
0:50:32	衛藤さん15ページの女川の欄なんですけど、区分分離のところは修正されてるんですけど、これはどういった理由から修正されたんでしょうか。
0:50:46	北海道電力の平田です。こちらの方ですね女川の補足説明資料を確認しました結果、当初泊としての比較表の中では泊と同じようにトレン分離という記載になってございました。
0:51:01	正しくは女川の記載を確認しました結果区分分離という言葉になってございますので、記載のほうを修正してございます。
0:51:12	規制庁大塚です。それはあれですかね。以前は古いバージョンを参照してたってということなんでしょうか。
0:51:20	北海道電力の平田です。申し訳ありません古井記載を長く記載古かったというわけではなくてですね泊の方の比較表を作成する段階におきまして、泊、北電として記載を、
0:51:35	誤ってしまったという形になってございます。
0:51:46	北海道電力のイシカワですちょっと社内で話をします。
0:51:49	ふうん。
0:52:18	はい。北海道電力の石川でございます今の点ちょっと補足させていただきますけれども、他の条文でですね先行プラントさんの比較表で使っているデータで、
0:52:30	ちょっと編集俯瞰可能じゃないものを入手したもので、うちが黄色ハッチとかその色を色分けするために、自分で打ち込んでるところがありましてそこでミスがあったということがちょっと他の条文でありました。
0:52:45	それーそそういう間違いがあると、非常に困るので、全体的に全条文について総点検をかけた結果これが出てきたと、いうことであります。
0:52:56	規制庁大塚です。修正意図は理解しました。もうすでに総点検かけられてるということで、もうこれ以上はないとは思いますが、
0:53:05	先行の記載からですねそのまま泊の記載に、
0:53:09	なっているところもあるので、今後はこういうことのないように気をつけてください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:15	はい。北海道電力の石川でございます。大変申し訳ございませんでした総点検かけてございますので、これ以上、ここ同じようなことが出てこないというふうに考えてございます。申し訳ございません。
0:53:33	はい。規制庁大塚です。よろしく申し上げます。続きまして同じ資料の、
0:53:38	41条一本一。
0:53:41	2. -8ページをお願いします。
0:53:45	41条一本一添-8ページです。
0:53:56	えっと泊の欄の真ん中辺のですね黄色ハッチングのところで吸気ファン、
0:54:01	排気ファンという記載があるんですけどここもともと及びから点に修正されてると思うんですけど。
0:54:09	ここは逆に、もともと及びの方が適切じゃなかったのかなと思うんですが、いかがでしょうか。
0:54:18	回動電力の平田です。こちらの記載は、当初、呼びになってございました。
0:54:26	建屋排気ファン等ということで等という、蛍光灯ということで、語尾で終わらせてございますので、
0:54:37	藤と結城後備で終わらせていましたので、及びという言葉ではなく点が適切ということで記載のほうを適正化修正したという形になってございます。
0:54:50	北海道電力石川ですけれども、ちょっと今音声か乱れて聞きにくかったんですけど、
0:54:56	聞きにくかったんですけども、今現状の記載ですと、吸気ファン、カンマ排気ファンによるってなっていて頭がついてない状態なんですよね。
0:55:07	て頭がついてない状態だったら、及びってということになるし、カンマで区切るのであれば、排気ファンの後に頭がつくんじゃないかというそういうご指摘だというふうに思いますけど、いかがですか。
0:55:25	北海道電力平田です。申し訳ありませんちょっと私の方でページ数が誤って見てございました。再度確認しましたところ等が確かになかったため、こちら及びという形が適切
0:55:40	な表現になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:43	多様な箇所があったためそちらを参照して修正した結果今回に、誤ってしまったという形になりますので今後の記載につきましては、元の及びという記載でつなげる形に戻したいと思います。
0:55:58	はい。規制庁オオツカで承知しました。少々お待ちください。
0:56:21	はい規制庁お疲れ様出しました。続きまして資料変わりました、資料5-2をお願いします。八条の方の比較表の
0:56:31	2分の1の方ですね。
0:56:37	資料5-2の、取りまとめた資料の11ページなんですけども、
0:56:45	今回屋外消火配管のところなんですけど、以前は地上と、あと埋設数だったと思うんですけど今回トレンチを追加されてるんですが、
0:56:56	トレンチを追加した理由の説明をお願いします。
0:57:09	北海道電力竹田でございますトレンチを追加した理由としまして泊発電所の消火配管の建屋間の主要の付帯配管の部分というのは、トレンチ内に設置されてございますので、
0:57:21	そちらでトレンチというところを記載してございます。
0:57:30	規制庁大塚です。建屋間は、埋設ではなくトレンチでの屋外消火配管の設置ということで理解しました。
0:57:46	北海道タケダでございますご認識の通りでございます。
0:57:50	規制庁大塚です。続きまして同じ資料の、
0:57:55	8条-別1-1。
0:58:00	排風128ページをお願いします。
0:58:04	八条別1128ページです。
0:58:14	この泊の記載で、以前もコメントさせていただいたところで、dポツの1行目のところで、ケーブルトレイへの
0:58:25	鉄製の蓋の設置ってあるんですけど、
0:58:28	ところ前の方ですね、
0:58:31	本文の75ページのところですけど、
0:58:34	へえ。
0:58:35	75ページの記載では、金属製の蓋の設置っていうふうに記載してるんですが、
0:58:41	ここはあえて、
0:58:43	金属製からですね鉄製に変えたんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:51	北海道電力の平田です。こちらの記載材質を追加するということで、意図として記載してまして、正しくは金属製という形、記載が衛星となってございますので、
0:59:05	鉄製という記載につきましては金属製という記載に修正したいと思っております。
0:59:14	はい。規制庁大塚です。本文の方も、別添の方も金属製の記載になるということで理解しました。
0:59:24	はい。少々お待ちください。
1:00:04	はい。規制庁大塚です。いたしました。私からはの確認は以上になります。他に。
1:00:10	確認事項ありますでしょうか。
1:00:12	うん。
1:00:16	はい。こちら側からの確認は以上になります。事業者側から何か追加のコメント等ありますでしょうか。
1:00:25	北海道電力平田です。こちら側特にございません。
1:00:30	はい、承知しました。それでは8条41条、
1:00:34	はこれで以上となります。ちょっとここでですね外部監査について追加の確認がありますので、
1:00:40	少々お待ちください。
1:00:42	規制庁アキモトですみませんちょっと戻っちゃうんですけど42外部火災の資料4-2の、
1:00:56	比較表で、6外貨の36、
1:01:01	ですね、
1:01:04	36ページで、
1:01:07	屋外
1:01:08	の危険物書状貯蔵施設等の一覧の中で、
1:01:14	あれ、施設名の原子炉建屋っていうのが、
1:01:20	頭入ってるのがあって、
1:01:23	これって一ちょっと。
1:01:26	先行通りですっていうんだったら別にいいんですけど、屋外のって言ってて原子炉建屋ってちょっとよくわかんないなっていうところからスタートしたんですけど。
1:01:37	何かあれですかこれは施設名のところに、
1:01:42	原子炉建屋を入れているのは、
1:01:45	正しいんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:49	北海道電力中田です。
1:01:52	こちら、現象建屋の中に、具体的な
1:02:00	潤滑を貯蔵してるものもあるので、障防法にはそれで届け出を出しているの、
1:02:07	それを記載させていただいて、
1:02:10	おります。
1:02:15	只野先生、すいませんセンコー。
1:02:18	と言う話になりますとちょっと、
1:02:21	素行が、今ちょっと明確には回答できないですけどもまず障防法に届け出を出している危険物、ちょうど施設をピックアップするということは先行同先行と同じ。
1:02:34	になっております。
1:02:41	あ、
1:02:42	あ、
1:02:43	あ、聞き、なるほど規制庁アキモトですこれタイトルが屋外のってなってるけど、
1:02:51	全部のものを載せた上で屋内設置とかを、
1:02:59	バツとか、にしているっていうことだから、
1:03:04	原子炉立平とかも、
1:03:06	各っていうスタイルになるってことですかね。
1:03:12	北海道電力の畠です。今秋本さんおっしゃっていただいた認識で、認識の通りですけども、
1:03:20	具体的にはですね今、同じ資料のですね、下のページで言いますと6外貨別1、
1:03:27	添付6-4を開いていただきたいんですけども、
1:03:33	うん。
1:03:55	規制庁アキモトですアノ6添付6-4開きました。
1:03:59	そちらの16-1ということで、
1:04:02	敷地内危険物施設のうち評価対象抽出フローということ載ってますけども、
1:04:07	こちら、先行電力含めてですけど最初の四角のところでは発電所敷地内のは下限となる施設からスタートして、先ほど、先ほど秋本さんおっしゃっていただいた最初のダイヤで、
1:04:20	屋外設置かつ地上設置がイエスの場合はまた下降りてきますけどそこで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:26	ノーであれば、おり右に触れていくというところで、
1:04:33	屋内のものはここで落ちてって、ただリスト上は一応全部最初の四角で拾いますので全部書いてあるというところ、次のページが、
1:04:43	許可の施設一覧ということで表二つついてますけど、
1:04:49	そこで書いてあるというところですよ。
1:04:55	規制庁アキモトですわかりました。
1:04:57	ちなみに、
1:05:00	さっきのページで4、6外貨35とかですと、表のつくりで女川だと。
1:05:09	評価対象となる施設って何かグレーハッチング網掛けにしているように見えたんですけどそこはもう合わせないっていう判断をされたっていう理解でいいですか。
1:05:22	北海道電力の八田です。
1:05:24	そうですね女川さんがグレーで色をつけているというのは認識しておりましたけども
1:05:30	評価、
1:05:32	詳細評価要否のところマルバツで基本01個しかつかないの、
1:05:37	ハッチングかけなくても、見えるかなという判断で、今色をつけておりませんけども、
1:05:44	間宮さんの観点という意味ではつけた方がいいのかなと思いますので、そこは検討させていただいて、修正させていただきたいと思います。
1:06:02	規制庁秋本ですわかりました別にお任せします。はい。私からは以上です。
1:06:29	はい。
1:06:31	全体を通じて、
1:06:33	何か確認事項他にありませんでしょうか。
1:06:39	はい、北海道電力と一緒にございます。今はですねちょうど、外部火災の方でもですね開いていただいた資料にもあるんですけども、軽油とか中とかですね、数量の示し方として、
1:06:52	誘導カツラ町と統一がとれていなかったところではございますけれども、キロリットルの表記としましては、経学文字でNが大口とするのがですね、まとめ資料全体としての統一のルールでございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:05	有毒ガスはその計画文字L側大文字という修正をですね7月末提出でさせていただこうと思います以上です。
1:07:16	はい。規制庁大塚です有毒ガスの修正について承知しました。よろしくをお願いします。それではこれで本日のヒアリングは終了したいと思いますありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。